

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	公営住宅法に関する事務 基礎項目評価書【令和8年2月19日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、公営住宅法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅管理を行っている。 ①入退去の決定・入居者管理 1. 入居希望者及び入居者からの申請及び届出 2. 決定及び承認 3. 通知書発行 ②家賃・敷金の決定及び徴収 1. 収入の申告 2. 家賃決定 3. 家賃決定通知 4. 決定に基づく家賃の徴収
③システムの名称	住宅管理システム at home4
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅等入居者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 -
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市笠懸町阿左美1912-1 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市笠懸町阿左美1912-1 0277-76-2111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	建設課長 柴崎訓佳	建設課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 システムの名称	athome 3	athome 4		
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 31の項 【別表第二における情報提供の根拠】 -	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 31の項 【別表第二における情報提供の根拠】 -	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
令和3年8月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	都市建設部 建設課	都市建設部 建築住宅課	事後	組織改編による担当部署の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建設課長	建築住宅課長	事後	組織改編による担当部署の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市 都市建設部 建設課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	事後	組織改編による担当部署の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市 都市建設部 建設課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	事後	組織改編による担当部署の変更
令和5年8月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和7年12月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表の27の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 31の項 【別表第二における情報提供の根拠】 -	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 -	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市笠懸町阿左美1912-1 0277-76-2111)	事後	令和7年7月1日の組織改編
令和7年12月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	みどり市 都市建設部 建築住宅課(みどり市笠懸町阿左美1912-1 0277-76-2111)	事後	令和7年7月1日の組織改編
令和7年12月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5 年 12 月 18 日デジタル庁)の留意事項等を遵 守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5 年 12 月 18 日デジタル庁)の留意事項等を遵 守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
			事務終了		